

熊本県多子世帯子育て支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 知事は、熊本県多子世帯子育て支援事業を円滑に実施し、第3子以降の就学前子どもが子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による施設（以下「特定教育・保育施設」という。）、法第29条第1項及び法第30条第1項の規定による施設（以下「地域型保育事業所等」という。）に入所している世帯の子育て支援を図るため、市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 この補助金は、その年度において、市町村が実施する次項に掲げる事業を交付の対象とし、交付に関して必要な事項は、別途定める。

2 前項の事業は、保護者が現に扶養している満18歳未満の子どものうち、法第20条第1項の規定による認定であって、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもである第3子以降の子どもが特定教育・保育施設及び地域型保育事業所等に入所している世帯（市町村民税所得割合算額が、301,000円以上である世帯を除く）の利用者負担を軽減又は無料化する事業をいう。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、要項別表に定めるところにより算出された額とする。ただし、その額に十円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する子ども（以下「対象児童」という。）の利用者負担額が軽減措置適用後の国が定める利用者負担の上限額の基準を超える場合は、国が定める利用者負担の上限額の基準を補助対象経費とし、その2分の1の額を交付するものとする。

3 前項の場合において、国が定める利用者負担の上限額の基準は、対象児童が市町村（特別区を含む。）の設置する特定教育・保育施設及び地域型保育事業所等に入所している世帯について準用する。

(補助金の交付申請)

第4 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、別に通知する期日とする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式（熊本県多子世帯子育て支援事業補助金事業計画書（所要額調書））によるものとする。

- 3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を記載したものである。
- 4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
 - (1) 市町村の特定教育・保育施設及び地域型保育事業所等利用者負担徴収条例、規則等の抄本
 - (2) 市町村の特定教育・保育施設及び地域型保育事業所等利用者負担徴収基準額表
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(補助事業の内容等の変更)

- 第5 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式を準用するものとする。
- 2 要項第5条第2項の変更申請書には、第4の3及び4に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付するものとする。

(申請の取下げ)

- 第6 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から30日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第7 要項第9条第1項の実績報告書の提出期限は、別に通知する期日とする。
- 2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第2号様式(熊本県多子世帯子育て支援事業補助金実績書(集計表))によるものとする。
- 3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を記載したものである。
- 4 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 熊本県多子世帯子育て支援事業補助金精算書
(別記第3号様式)
 - (2) その他知事が必要と認める書類

(雑則)

- 第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年10月13日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年6月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年8月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年8月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年7月12日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年6月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年9月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月5日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。